

【第2回 設問】

X（女性）は、1997年4月ころ、高校生二人をあいついで身代金目的で誘拐したが、身代金をとるのに失敗し、高校生二人を殺害したという容疑で、同年8月に逮捕・勾留され、同年9月起訴された。そして、2001年2月、死刑の判決の言い渡しを受けた。上記刑事事件は控訴審でも同様の判断が下され、現在上告中である。

Yは、作家であるが、2001年3月になって、Xの上記事件をモデルとする小説を執筆して単行本として出版した。その単行本は、出版当初、全国紙に広告が頻繁に掲載されるなどして、世間の注目を集め、全国の有名書店に置かれたものの、その後は売上があまり伸びず、細々と売れている状況であった。Xの親族の多くは、そのような本が出版されたことを知っていた。しかし、そのような本を読みたいと思うこともなく、また、拘置所内で新聞を購読しているXも当然知っているだろうと思い、拘置所に面会に行ったときにも、Xとその本のことを話題にすることはなかった。

Xは、拘置所内での日々の生活に疲れ、新聞を購読していたものの、それほど真剣には読んでいなかった。2004年9月になって、その本が出版されていたことを、たまたま半年前の新聞の別の記事を見ていたときに、広告を見つけた。自分のことが書かれているのではないかと思い、親族に依頼して差し入れてもらって読んだところ、次のような内容が書かれていることを知った。

- ① Xの犯行の状況についての具体的な叙述
- ② Xが売春をしていたなどとする具体的な叙述
- ③ 「女の武器」をちらつかせて男たちを手玉にとっていた」「自堕落な年増女」などの記述
- ④ Xの生い立ちについての具体的な叙述（てんかんの病気があるなど）

問題1

Xから相談を受けた弁護士として、Yを被告として損害賠償請求をすることを検討してください。その場合、考えられる被侵害利益は何になるのでしょうか。

問題2

Yから相談を受けた弁護士として、Xからの損害賠償請求を防御する法的主張を検討してください。

問題3

この事件の審理を担当した裁判長として、判断してください。

問題 4

問題となる単行本の発刊が、刑事事件の判決がまだ出ていない段階であって、その後、民事事件の口頭弁論終結時までに刑事事件の判決が言い渡された場合だとすると、Xの社会的評価の低下の程度、そして損害賠償額について、死刑判決が出たことを考慮できると考えてよいでしょうか。

さらに、民事事件の控訴審の判決時には、まだ刑事事件の判決が出ておらず、その後に刑事事件の判決が下った場合、X勝訴の認容判決に対し、Y側が上告受理申立を行い、Xに死刑判決が下ったことを損害賠償額の減額要素として主張した場合、最高裁はどのような判断をすべきでしょうか。